

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

落札者決定基準

令和3年9月13日

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

< 目 次 >

1	本書の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
	(1) 事業者選定方式	1
	(2) 事業者選定方法	1
	(3) 事業者選定の体制	1
3	審査の手順	3
	(1) 競争参加資格確認審査（第一次審査）	3
	(2) 提案内容審査（第二次審査）	3
4	競争参加資格確認審査（第一次審査）	4
	(1) 競争参加資格確認審査	4
	(2) 入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書	4
5	提案内容審査（第二次審査）	4
	(1) 入札金額の適格審査	4
	(2) 基礎項目の適格審査	4
	(3) 加点項目の審査	5
	(4) 優秀提案者の選定	9
6	落札者の決定	9

1 本書の位置づけ

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）が、高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うに当たって、入札参加者に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業は、施設の整備段階から維持管理段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価して選定する必要がある。したがって、事業者の募集及び選定に当たっては、価格とともに、価格以外の施設の整備段階から維持管理段階までの各業務の能力等その他の条件により選定する総合評価一般競争入札方式をもって行う。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として競争参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査（入札金額の適格審査、基礎項目の適格審査、加点項目の審査、総合評価値の算定）を行う。なお、競争参加資格確認審査は、提案内容審査のための入札書等及び提案書の提出を求める入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、競争参加資格確認審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

(3) 事業者選定の体制

審査に当たっては、外部の学識経験者及び機構の職員で構成する「高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該審査委員会で、落札者決定基準等に関する審議等及び入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者の選定を行う。なお、審査委員会は、下表の5名の委員で構成され、審査委員会は非公開とする。

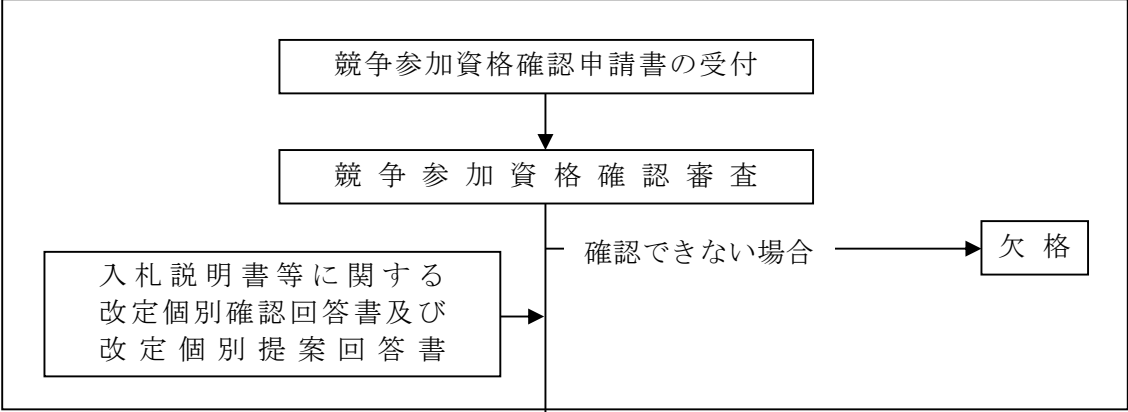
審査委員会の審査委員

役 割	氏 名	所 属 ・ 職 名
委 員 長	西 博文	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究 機構施設部・部長
委 員 (五十音順)	佐藤 和男	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究 機構施設部施設企画課・課長
	土田 一夫	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究 機構財務部契約課・課長
	平川 英洋	国立大学法人筑波大学施設部施設企画課・課長 (学識経験者)
	若林 賢一	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究 機構施設部整備管理課・課長

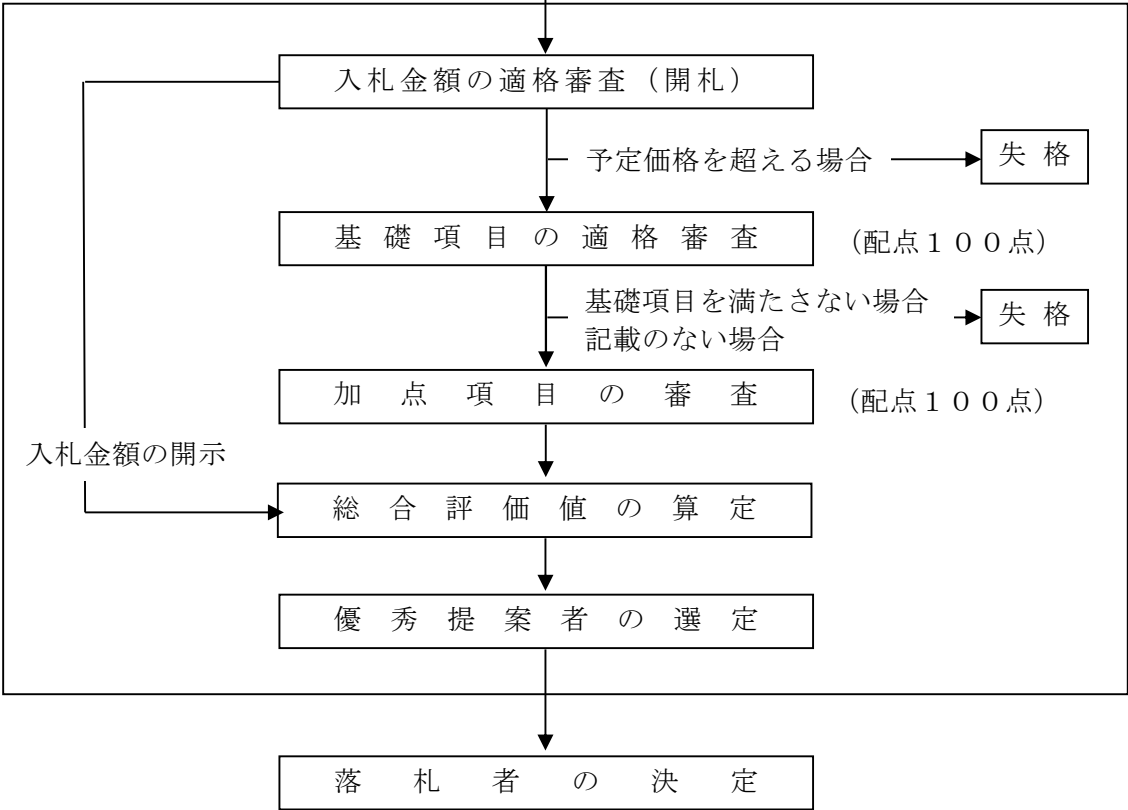
3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。

(1) 競争参加資格確認審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



4 競争参加資格確認審査（第一次審査）

(1) 競争参加資格確認審査

競争参加資格の確認審査は、入札参加者が備えるべき要件等（入札説明書に記載の要件）を満たしているかについて確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格（競争参加資格がない）とする。

(2) 入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書

入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書については、入札説明書による。

5 提案内容審査（第二次審査）

(1) 入札金額の適格審査

入札書に記載された入札金額が、機構が定める予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は失格とする。

すべての入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、再入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。

(2) 基礎項目の適格審査

基礎項目の適格審査は、入札金額が予定価格の範囲内であることが確認された入札参加者より提出された提案書の内容が、要求水準の基礎項目をすべて充足しているかについて審査を行う。要求水準の基礎項目をすべて充足している場合は適格とし、基礎点100点を付与する。1項目でも要求水準の基礎項目を充足していない場合又は要求水準の基礎項目について記載のない場合は失格とする。要求水準の基礎項目は、次の表のとおりである。

1) 基礎項目及び審査基準

基 礎 項 目		審 査 基 準
① 事業計画に関する事項	ア 事業工程	a 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること。
	イ 入札金額	a 算定方法に誤りがないこと。
	ウ 特別目的会社	a 出資内容が明記され、出資条件が満たされていること
	エ 機構の支払条件	a 施設整備業務に係る対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること。 b 維持管理業務に係る対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること。

基 礎 項 目		審 査 基 準
	オ 保 険 の 付 保	a 事業者に義務づけている保険に付保されること。
	カ 資 金 調 達 計 画	a 資金調達方法、金額、条件等が明示されていること。
	キ 長 期 収 支 計 画	a 長期収支計画全体の計算に誤り等がないこと。 b 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと。 c 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。
② 施設整備業務に関する事項		a 事業場所の範囲内に配置されていること。 b 中央特別高圧受変電設備の主要項目について要求水準が満たされていること。（具体的な内容は、要求水準書による。） c 中央特別高圧受変電設備に関連する施設及び設備等の主要項目について要求水準が満たされていること。（具体的な内容は、要求水準書による。） d 設計業務の実施体制と実施計画について、要求水準が満たされていること。 e 建設工事の実施体制と実施計画について、要求水準が満たされていること。 f その他、要求水準が満たされていないと判断される提案がなされていないこと。
③ 維持管理業務に関する事項		a 巡視点検支援業務の実施体制と実施計画について、要求水準が満たされていること。 b 定期自主検査業務の実施体制と実施計画について、要求水準が満たされていること。 c 修繕・更新業務の実施体制と実施計画について、要求水準が満たされていること。 d その他、要求水準が満たされていないと判断される提案がなされていないこと。

(3) 加点項目の審査

基礎項目の適格審査において基礎点１００点を付与された入札参加者より提出された提案書の内容について、加点項目の審査を行う。加点項目の審査は、入札参加者より提出された提案書の内容について、以下に示す加点項目、審査基準及び配点に応じて加点を付与する。配点の合計は１００点とする。

加 点 項 目		審 査 基 準		配 点	
1) 事業計画に関する提案		ア 事業実施における取組姿勢、実施体制	6	10	
		イ 資金調達、収支計画	2		
		ウ リスク対応	2		
2) 施設整備業務に関する提案	① 施設計画	ア 設備の更新に関する計画	20	50	
		イ 本施設の施設計画における安定性・安全性に関する計画	20		
		ウ 本施設の施設計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画	5		
		エ P F I 事業かつ民間事業者ならではの独自の提案	5		
	② 施工計画	ア 本施設の施工計画における品質及び安全管理に関する計画	5	25	
		イ 電力の切替に関する計画	15		
		ウ 本施設の施工計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画	5		
3) 維持管理業務に関する提案		ア 維持管理業務の全般	10	15	
		イ P F I 事業かつ民間事業者ならではの独自の提案	5		
合 計			100		

1) 事業計画に関する提案・・・配点合計 10 点

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 事業実施における取組姿勢、実施体制	a 本事業の理念や目的を十分に理解し、機構と協働して事業を実施していこうとする積極的な取組姿勢が示されているか。 b 本事業の実施体制について、機構との連絡体制、選定事業者内の情報共有体制、品質管理体制、業務支援体制等、本事業を効率的かつ効果的に実施するための優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 2 7	6
イ 資金調達、収支計画	a 資金調達を確実かつ安定的なもとするための優れた提案がなされているか。 b 毎年度の収支計画を確実かつ安定的なものとするための優れた提案がなされているか。 c 不測の資金需要に対応するための優れた提案がなされているか。	2

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
	※ 主な評価対象様式 2 8	
ウ リスク対応	a 想定されるリスクの的確な把握とともに、これらのリスクに対応するための優れた提案がなされているか。 b リスクに対応する方策の一つとして、適切かつ有効な保険が付保されているか。 ※ 主な評価対象様式 2 9	2

2) 施設整備業務に関する提案・・・配点合計 7 5 点

① 施設計画（配点 5 0 点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 設備の更新に関する計画	a 要求水準書の各章に記載の内容を踏まえつつ、更なる提案として革新的技術の採用や創意工夫により、経済性・拡張性・メンテナンス性・長寿命化・環境性能の向上等の実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 3 8	2 0
イ 本施設の施設計画における安定性・安全性に関する計画	a 要求水準書に記載の選定事業者の提案によるものとする項目（要求水準書第 2 章 5 (3) 1) 項、同 2) 項、同 3) 項など）において、本施設の安定性・安全性を確立する方策について、革新的技術の採用や創意工夫により、実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 3 9	2 0
ウ 本施設の施設計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画	a 要求水準書に記載の環境に関する基準を遵守するため、革新的技術の採用や創意工夫により、周辺環境・環境負荷への配慮に関する施設計画について、実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 0	5
エ P F I 事業かつ民間事業者ならではの独自の提案	a 本施設の施設整備業務の施設計画に当たり、民間の経営能力及び技術的能力等のノウハウや創意工夫を最大限に活かし、具体的な提案による的確で、独創的な実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 1	5

② 施工計画（配点 25 点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 本施設の施工計画における品質及び安全管理に関する計画	a 要求水準書に記載の品質や安全に関する基準を踏まえ、施工体制の確立や適切な施工管理を図るなど、工程管理や安全対策などに至るまで、具体的な技術提案等による的確で、独創的な実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 2	5
イ 電力の切替に関する計画	a 要求水準書第 2 章 4 (4) に掲げる「中央変電所特別高圧受変電設備の受電部切替及び 66kV 配電系切替において、停電による影響を最小限とし、機構の実験スケジュールに配慮した工事を計画」することを踏まえ、創意工夫や技術提案等による実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 3	15
ウ 本施設の施工計画における周辺環境・環境負荷への配慮に関する計画	a 要求水準書に記載の環境に関する基準を遵守するため、革新的技術の採用や創意工夫により、周辺環境・環境負荷への配慮に関する施工計画について、実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 4	5

3) 維持管理業務に関する提案・・・配点合計 15 点

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 維持管理業務の全般	a 要求水準書第 2 章 4 (7) に掲げるものの他、つくばキャンパス電気保安規程に記載のない部品交換による修繕又は更新業務（要求水準書第 3 章 3 (3) の本施設の修繕・更新業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務の範囲）を履行することを踏まえ、緊急時対応や想定されるリスクに対応できる方策（仕組み）を検討するなど、実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 6	10
イ PFI 事業かつ民間事業者ならではの独自の提案	a 本施設の維持管理業務の履行に当たり、民間の経営能力及び技術的能力等のノウハウや	5

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
	創意工夫を最大限に活かし、具体的な提案による的確で、独創的な実現性のある優れた提案がなされているか。 ※ 主な評価対象様式 4 7	

※ 審査基準欄に記載の「主な評価対象様式」は、主として評価の対象とする様式であり、その他の<様式>についても、すべての加点項目において参照する。

7) 配点基準

評 価 水 準	加点比率（加点＝配点×加点比率）
5 特に優れている	1 0 0 %
4 5 と 3 の中間程度	7 5 %
3 優れている	5 0 %
2 3 と 1 の中間程度	2 5 %
1 優れている点はない	0 %

なお、評価水準の判定に当たっては、明確な内容の提案及び具体的な内容の提案で効果が確認できるものを評価するものとし、不明確な内容の提案及び抽象的な内容の提案で効果が確認できないものについては評価しない。

(4) 優秀提案者の選定

基礎点と加点の合計を入札金額で除して得た数値（以下「総合評価値」という。）を比較し、総合評価値の最も高い提案者を優秀提案者として選定する。

$$\text{総合評価値} = \{ \text{基礎点 (配点 1 0 0 点)} + \text{加点 (配点 1 0 0 点)} \} \div \text{入札金額} \times 10^9$$

ただし、総合評価値の最も高い提案者が複数いるときは、下記の 1) から 3) の配点の順で 1 者を特定するものとする。それでも、特定できないときは、当該複数の者にくじを引かせて特定する。

- 1) 事業計画に関する事項
- 2) 施設整備業務に関する事項
- 3) 維持管理業務に関する事項

6 落札者の決定

機構は、競争参加資格確認審及び提案内容審査の結果により選定された優秀提案者を落札者として決定する。